

(ご参考) 各国の原産地証明書の受入れ柔軟化措置について

2020年5月11日更新

日本商工会議所

※赤字部分が主な更新内容です。

現在、EPA に基づく特恵の適用を受けるには輸入者が輸入通関時に原産地証明書の紙原本を輸入国税関に提出することが原則的に求められております。

新型コロナウイルスの感染拡大により関係各国の政府機関の閉鎖や郵便サービスの停止等により原産地証明書提出にかかる手続きに問題が生じている国がありますところ、現時点の原産地証明書の受入れ柔軟措置の実施が判明している国および措置に関する情報を得ましたので、以下のとおりご案内いたします。

詳細情報に関しましては、輸入者を通じて各国の税関までお問い合わせください。

チリ、インド、フィリピン、タイにおいて EPA または国内制度において以下の柔軟措置とは別に関税還付等の制度がある点もあわせてご留意ください。

(1) フィリピン

- ・原産地証明書のみならず輸入申告全体の電子化を認める。
- ・現状は緊急事態宣言に近い状態にあたる ECQ 期間中 (現時点では5月15日まで延長されている状態) までの暫定措置
- ・ 問い合わせ先は externalaffairs.customs@gmail.com または ecd@customs.gov.ph
- ・当該文書は以下 URL (フィリピン税関のウェブサイト) に掲載されています。
(英語)

http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2020/04/ocom-memo-87-2020-Supplemental_Guidelines_for_Online_Filing_of_Goods_Declaration.pdf

(2) カンボジア

- ・原産地証明書のみならず、輸入申告全体の電子化を認める (45 日以内の原本提出が条件、根拠規定等は確認中)。

(3) インドネシア

- ・輸入申告の登録番号取得後30日以内にカラスキャンした原産地証明書(2通り)及びその通関関連書類並びに所定の事項を記載した誓約書をEメール又はその他の電子的な方法にて提出可(輸入通関後90日以内の原本提出が条件)。

※インドネシア語の通達を暫定訳した結果としてお知らせしております。手続きの詳細はインドネシア税関にお問い合わせください。

<財務省関税総局> (インドネシア語)

<https://peraturan.beacukai.go.id/index.html?page=detail/jenis/25/991/se-dirjen-bea-cukai/se-07-bc-2020/pedoman-penelitian-importasi-barang-yang-menggunakan-skema-tarif-bea-masuk-berdasarkan-perjanjian-atau-kesepakatan-internasional--tarif-preferensi--sebagai-dampak-pandemi-virus-corona--covid-19-.html>

(4) タイ

- ・スキャンコピーの原産地証明書で輸入申告するための所定の申請書を作成し、税関に提出可(輸入通関後30日以内の原本提出が条件)。
- ・4月16日~9月30日までの暫定措置。

<JETRO HP>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/04/722c6129ac64bf85.html>

(5) チリ

- ・通関時の原産地証明書のPDFファイルにて提出可(輸入通関後30日以内の原本提出が条件)

<財務省税関庁> (西語)

<https://www.aduana.cl/se-establecen-medidas-de-facilitacion-del-comercio-exterior-para/aduana/2020-03-19/140021.html>

(参考・ジェットロホームページ)

- ・輸出入手続(チリ)

https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/cl/trade_05.html

(6) インド

- ・(通常のEPA原産地証明書の通関後の提出手続に加えて、)暫定的な措置として、保証書、確約書の提出又は担保提供により、原産地証明書の写しの提出を認める。

(後日輸入者による原本の提出を求める旨の記載があります。手続きの詳細はインド税関にお問い合わせください。)

<財務省中央物品関税局> (英語)

<http://www.cbic.gov.in/resources//htdocs-cbec/customs/cs-circulars/cs-circulars-2020/Circular-No-18-2020.pdf;jsessionid=85B7327A0C2225943E3DA778B8FCFB1E>

(7) スイス

・原産地証明書の写しの提出を認める。

<連邦財務省関税局> (仏語)

https://www.ezv.admin.ch/dam/ezv/fr/dokumente/verfahren-betrieb/grundlagen-und-wirtschaftsmassnahmen/Ursprung%20und%20FHA/covid_19_wvb_uz_bei_der_einfuhr.pdf.download.pdf/Information_covid19_wvb_uz_bei_der_einfuhr_fr.pdf

以上